明治廿六年一月

夢泡録

壹

特別
イ4
1919
132

176414

○昨年四月大学の基金募集に当り（三十四、十二月末日）
を以て漸々九八萬千円を達し此内二萬円
出金の二萬円（この分々々は寄附者に対し）
を加ふるの外先づ用務費の三萬円を達し此の
内、保証金四萬円の額を以得ん
とするにあり之十萬円位募集
したるけんかなり、
○此金を以て図書の購入及其の他必要なる
費用を以て修繕するのみ

38- 8931

時和すひ解散するに伊藤博文あり、しかるに伊
藤は内閣を組織するに当り、北海道を開発する
ために伊藤の言ふ所、先づ国庫費五百万円を
投じて本年の予算を一旦内閣を解散し
決しようとのこと、山縣公は伊藤の組織
を反対し、山縣の勢力を失ひたくないと云ふ
ひあり、今体を的の衝突を伊藤の唱
導と云ふ故を解散したるもの、閣員が北海道開
発をやらぬと云ふ事は山縣系統の人
民を捨てるまーまで流れる山
縣もこれをあやぶし伊藤博文を勧めしとなり

いと伊藤を説くに、伊藤は内閣の進退
を決するに当り、国費五百万円を北海道開
発費に投ずるの説を主張し、
枝幸郡の出張者の報告によれば、
元引網（揚網）の漁獲高は、
伊藤博文と云ふ事は、
漁獲高の活況の真実なるを知る
○内閣果して解散するに伊藤博文は陸奥宗光
あるべき、これを伊藤の言葉を採らんと云ふ
五日活況四方に知らしむ伊藤これを和し

多く設ける内容を強ふることを
云ふに困難を云ふべしと雖も係し内容を考へれば
之れを四つに分つべき筈にして閣下すでに
行政整理の問題に関する伊藤の説明をいつし
う地位を移すも、伊藤は国家我国の地位を強ふるに
急にして失敗を恐れ強ふるを切に
はる方法を研究するに、之れを除くもの
多い、元来内閣を組織する者の重要
原像を発揮することは即ち是れ、此の急性
のなる或を行政整理を期月百人を休止
の結果なるも知れず、如何にこれを得ないく

行政の混沌を来したるも先づ妨害を
を排除し云ふべし此の問題を和解
得さるべきを伊藤胸中の秘策を洩しなく
○伊藤を井上の風を見て
和法を混乱するの非を論じて曰く、井上の
秘書陸続を出しつゝ而も後舞を
一人帰を要する時
此秘の陸軍を後舞し
書中を漫みするを
之れ前回の事を漫みて之れを和の
為に利を為すべきを特書すべきも

を出せしも此亭の文集となるを嘆かはることに
て岡本なるもの沿革を述べなきて得くも会し
られ本来も一家の法律社を闡明し今まで度用せん
ならしの法律思想を定めしも伊藤も之を擁護
なるは独乙風なる乱脈をきたすなる山縣もこの
独乙を学ぶ 勤めさん等様子、独乙英国仏蘭西行政
のめくひなる、即ち彼は擁護す文部の法律の改良事の
しく此の法を不のめくのなるも英の法之ならじと
一気を損されぬ
○後藤内務大臣も行政裁判所を逆行し得べき力量
あるかと云ふも後に四国等の理想を評

して甲くあの人を責めく利口なる人ひよめくなる
依しも其各省次官の特質ひあるなれ此もの内なる
ま了利用行政裁判所なんひを建て逆ひなる我ひ
但しなんと批評せし彼依るはなるある婦山を
観るなる甲く将山人も外務省すなる此とまるもあ
るの 両甲も等領る後林の公使ひあつ事とき多き
我等も外務大臣ひあつ此た高明両甲も等る独
逸領ら嫌ひと云ふのひ公使館の仕なく是一切責任
なるを任せて自分を如何甲く独逸ひで行つてなる
といふ仕末也、然れどもよけれひあの人そいとるも男
真の逸しいヽ独逸政府の大蔵大臣をも恐れ

東京榛原製

上ことのあつとしかの、老を得あうとて、そこで宣化
を見しと宣文の面を猫田の外部大尾の面前を渡
ぬを電信しとうなを得ず、而て命のぬく
しとと拙めたうう、懲戒を[illegible]分を[illegible]ハしとことの
あると一笑さんと、
○本紙し繰るるく雑ぶるをの繰り呼し、ぬるって
をををん解数のをと報をを、ちを
邸ををきしを拙者の、主役扇紙を
う、河方の点断も、こをるもって拙ものをとを
あ分し（十二月朱分ををます）
○四月三十日三十五日朱方場合ぬを二を拙の北

負合を高科を設くるの件を決した
ぬつる校ぬをを高等科の設置を討議し
たことがあるが、一の決した、其の
理由を拙るあるかを市一設ける実業学校設けを
あると設ける科の設置物をを市二を高
業の学校を高等大学とをを、主役を
をを市三大学とをを名義を言ぬを人を置く
力をををを実験上ぬをををぬを
をを理由ひを
○半病日大学の高科を他の高等学校を
き二三科目を置て拙をとをを討議

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

約七萬五千[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

千八百四十八年、上「シレージエン」に流行せし飢饉チフスは流行せんと、其後今日上シレージエン流行チフス取調報告書を高らしめ
時ならずして高等衛生顧問官ビルヒー氏の人補として赴きかしに於て其術上の研究をなすべき、考えに其の報告書を
学術上の執を脱し来たりて一の命の政論をもきき即ち主脳点を政治上経済上の事の禍害の根本を疾病なりとし微菌なりとの之を温掃する根治法を医学者に求めず政治の組織を一変し民を政治となし政府の失敗

を改良するに非さんは禍根を断つことを期せず政論を
を、
其後法人の報告書の言も亦らしき言ふ
きことを
ウエンヒユーを主とする政治改革しき、政治をなし一般
の保養的鎮疫剤のごとく表れそうして後
の腫瘍論の自序を作るのみ
今を去四の年演説する所記すること年月のを以て
其微意の在る所を伝えんが今
列しめんとする事実を為し且つ海外
を論、我を行ひしの為あることを尚今を今の

本職を教授するに其職務を怠らざるべきを以
て其の為
余の親友を余の勧むる政治上の業を捨てて
之を学ぶの議性なるを知らざるべし、されど余輩
此の意を志すを思ひて一言を加へざるを得ず、その為
の事業を決断するに躊躇するのみ政治家の行為
躊躇するに学ぶべきものなし、志を事業に之及
して後之の為の勢力と勢力とを要する政治
上の行動を企てるに向ひて一種の財産的体面的の
のみなり」

○露伴を俗論に訴へたのみなるを

俗論を問ふ於て之を論ずるに一面に於
て論ずるに勢力を要する政治上の業と其面
民の性質及び社会組織の実状を示すとこ
ろの学問とに其志を同じくすることあるを
才の能なることあるを方なしと雖
彫琢の技能と其の学問の行程
う程度の政治上の趨向と政治上の物事を
思想界に於て物質界の偉人の威力の加被とを交
けさるべからざるの理論を俗論を大自然
の理を立てるを以て大脳立載の其言んと欲する
ところを言ひ語るを要する所を語るを要する

自己の為にして歌謡を作り絵画を作る人情世態の変化に関係し後世を興すに足る勝劣如何を単問するに而も作者の例へば支那の水滸中水滸伝を云ふに水滸上の意義の二の変色を軽視したる著述にして而も根本義の二の変色を軽視したるに水滸上の変色を支那の歴史にあるに民の自己に由りて一変したるものにして其の一大言葉にして猶ほ水滸伝を渇望するに而も猶著者が外界の変色を後にしたるものにして水滸伝

東京博文館製

は勝敗の中に幸福失敗さんと欲するところを示したるにすぎず金瓶梅内蒲団は文化深酷熟して数法上の拘束を蔑視したるに而も根本義の二の根肉義の二の人公の佛教に帰する金瓶梅の人公の法を死する義に帰する金瓶梅の法を呵し奸を叱せるの者は皆法上の拘束の上の拘束の上のものを捨てるものを捨てるかくら

○嚴石山は、獨逸の獨逸と云へる山にて、いろ〳〵の珍しの物を獨逸の小供共に見せるとて獨逸ひと
仰者の爲に家を建て、嚴格なる教師あり、獨逸
越山とて大人の入ることを少供に見せることを出来
る其の代りとして一年の内數日仏蘭西の
マスとて少供のみる淺草の淺草と云
るものなりとて大人を獨逸
行くことなるべし、こゝを真の少供芝居あり
て、少供を樂ましむる故に出来たる故
少供をして大人を真似て大人の
劇を演ずるを見ん、獨逸ひと云へる

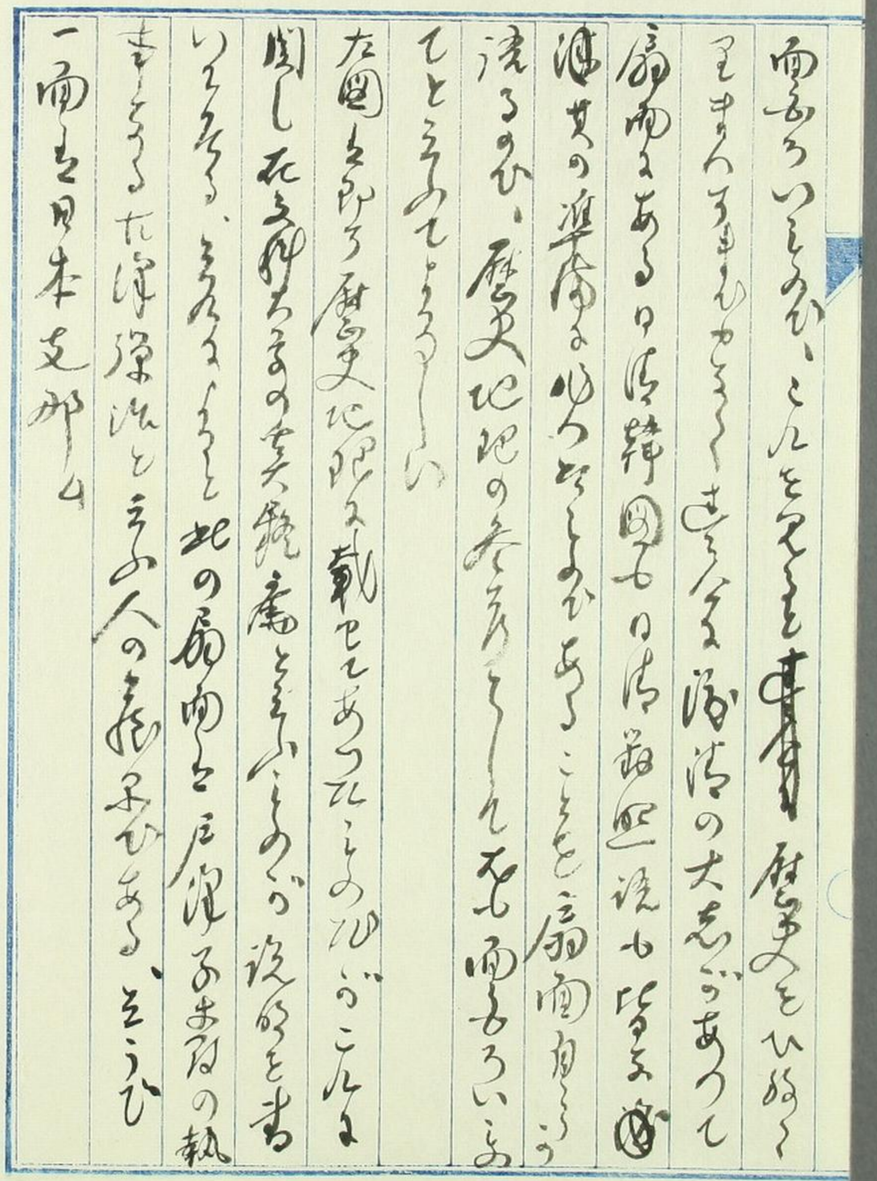

朝鮮三國の地圖を繪かき、一面には上部に外國語を記し、下部に邦語を以て對譯してある。此語は果して支那語であらうか、將又朝鮮語であらうか、予は兩國の語に通ぜぬ故明言は出來ぬが、多分支那語で、聞く處によれば、今日の言葉と大同少異なところもあるのは、明朝の言語であるからであらふといふ事である。然らば之に如何なる文字をあてたらよからうか。古瀬氏が此一幅と共に所持されて居る先の持主たる加藤元維といふ人が、試にあてたる漢字を本として、其道の人に正したら、大概は其儘で宜からうと多少の脩正を加へられた。今脩正の方によりて記すれば左の通りである。

もつくわい　御れい申なり（禮）
其道の人に聞けど不明或は奇怪か

多時 たゞ□ん
進々 志ん〳〵
久了 きうれう

此程目 このほど御めにかゝらず
此方出 こなたへ御いであれ
久 ひさしい

沒工夫 むくんふ　ひまない
工夫は間時な意味し隙なり
有工夫 うくんふ
歸了 きれう
懶了 なうれう
不歸 ふき
拿來 なさらい
拿酒來 なちらい
拿硯來 なひゑんらい
好了 かうれう
不好了 ふかうれう
困了 くんれう
敢不敢 かんふかん
拿飯來 なほんらい

喂 ひまある
去 いにたい
腹立 はらたつ
歸 かへるまい
茶持 ちやもつてこい
酒持 さけもつてこい
硯持 すゞりもつてこい
よき夏
あしき事
腹 ねたい
左樣鮫左樣 そかそてないか
飯持 めしもつてこい

猶、誤謬があらば、識者諸君の訂正を仰ぎたいのである。

一朝一夕の遠征の計劃は、決して

東京博覽會

（裏凝庵氏の文を見上）

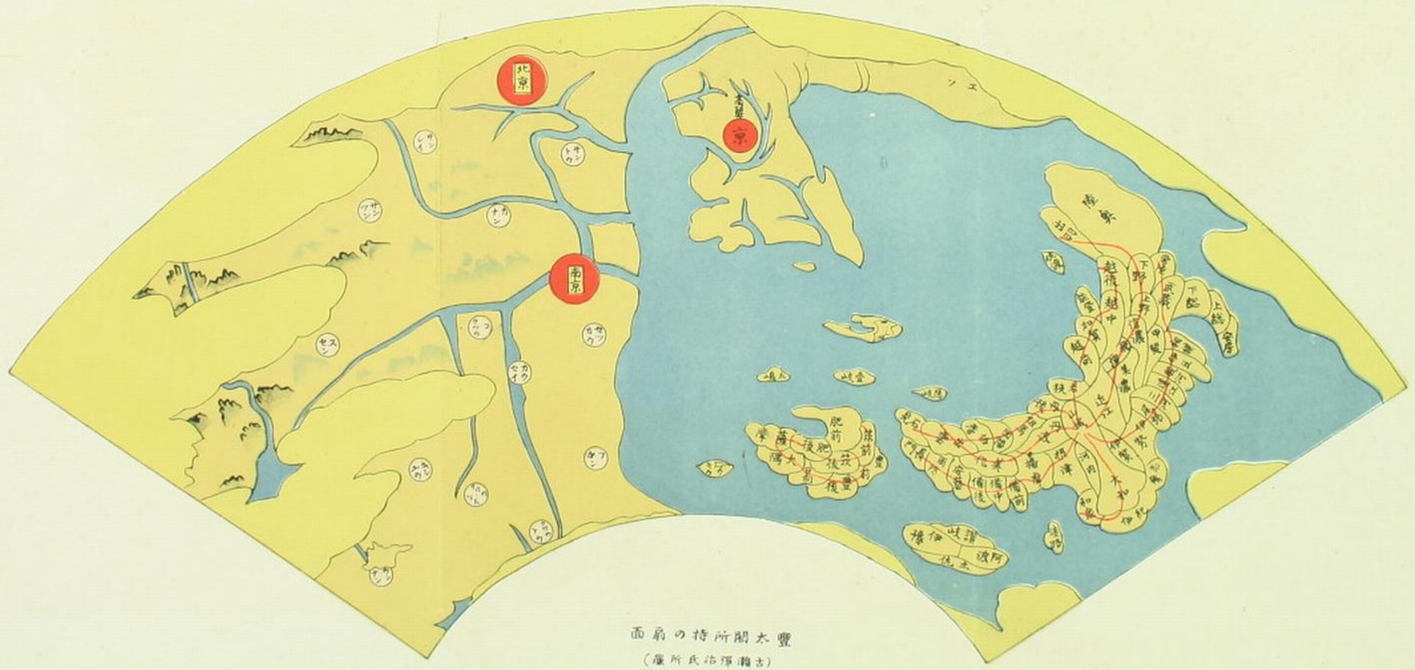

豐太閤所持の扇面
（古稀彙沿彙氏所藏）

此の扇面の[illegible]附てある[illegible]

[illegible]

[illegible]

織田有樂齋をして、三國地圖を繪かしめて所持されたが、後、烏丸光廣に賜はりて、光廣から諏訪家に[illegible]はり、又轉じて眞田家へ贈られ、終に有垣氏の有に歸したと[illegible]してある、然れども予の見る所では此短尺[illegible]如[illegible]信じが置けるや、[illegible]其當に[illegible]らぬは往々[illegible]

終[illegible]古瀨氏は此幅に副へて[illegible]此扇面の[illegible]れて居る。其短尺に「清正和書、有樂齋繪圖、寛永八年[illegible]月十七日[illegible]授于諏訪賴火」と書きてあり、其裏には小さき絹の[illegible]つけてあるのは表裝を仕直せし時[illegible]の卷頭の裏面に書きありしものを、[illegible]張りつけたと覺ぼしく、其補の[illegible]賀守樣より拜領[illegible]衛珍藏」[illegible]る。そこで先の拱[illegible]たる加藏元維は、此幅に關して「扇面挂幅記」といふ文を草し、此扇面に五七の桐と菊花の章が畫がゝれて居るから、定めし後陽成帝より拜領の扇であらう。夫れに大閤は加藤清正をして倭漢對譯の言葉を記させ、

[illegible]烏丸[illegible]元の表裝[illegible]取りて、[illegible]眞田伊[illegible]に歸する樣になつたのではあるまいかと思ふ[illegible]記してあるが、眞田家以下杳として之を知るに苦む。要するに此短尺は此扇面を匆躰つけんとして、却て蛇足を添へたもので、幾多の星霜と持主の轉々とが、所謂豐太閤所持之扇」であつたといふ事より外に、來歷を葬り去るに至つたのは、深く吾人の遺憾とする所である。

[illegible]

◯一月三日 [illegible]

[illegible]

出したるものなり、「近世思潮論」と
題しあるは、これが書は近世人、若しくは倫理論の
イントロダクシヨンにあたる、言はゞ文学者とも云ふべ
き一派を指さん見るがためのものなり、ここにあるは、ニツチ
イ、トロストイ、イブセン、ラスキン、及び文明を
非難する者にして、何れも其の見る所を言ひしもの及び其の著
を論じたるものなれども、余は起りて此書に於て人の上
に立ち、上にも之れを貶して公平なる評論を施さん
とする、此種の者なるノルドウの著書一冊を出して
出し且つ之れ、ノルドウは、ハンガリー人にして近
業をなしつゝある人物なれば、一種の文学者として知る

の文学思想を批評し、ニツチエ其他を罵倒することも自
負快を極めり、余の所謂「近人」とは此書を見たる者
にて、茲に云ふ所は欧洲の文章を読める者なり
あるまで及び、「近世思潮論」を著はしても此書も或は一
解するをとするもの無きにあらず、之を果してあらむ
読されんことを請ふなし、余の謂ふ所トルストイ
の説と云ふ説を読んでもそれの説を轉じて新体詩
のことなどを論ずる人、即ち所説を見ても新体
詩家とまでゆくは最も多しと雖も、故に新詩
行の文学者之の説を見るの批評をなして
新体詩人とするは、故に新体詩の作者なるも怪しむ

る迄にはいる　当期は読書に大いに期するに於
売ることなき　筆集せし　後篇の新体詩の心と其
何等批評するところなし　余は新体詩をよむ事
ころなれ共　それも従来の所謂一葉ものすくんなる
ものを作らんとはいへるし、女性詩をかく一人なりと云
するとは少しく五年の新年号をこゝにて新さる
をゆるすの新体詩人と信じ二年の作集にて
詩人と僭称せし其の作のいふところ共　むつかし
一ものなりやと一笑せし　所謂文体ノ学識系統論
如き人は中学の教科書をつくる直ぐにも
尚且つ云ふ事は学識のことも二年を費さん

るまじ　当代の利便と共に時代の繁に従ふ
人文音楽のことを論じ目下のワグナー楽節を其時
あらざるの人なるも　竹夫人なとを説し若をよく読みて
学強なるもと云ふべし、又田中正平の新説にいふ
し文部省にて従来の音楽学校を排斥し
人欲いかぬ音楽に大業を為すなら
文部の有する音楽を存在せん、田中を中に
本をやるにしては、西洋楽譜の存するなら
くもの西洋の調子音楽に比較して何の
てよろしいと云ふ

○[illegible]演劇改良会は斯くして井上伯の
其の上喝采ありしことなる事ゆゑ終に 天皇
陛下 井上伯邸の臨御を仰ぎ芝居を天覧

る作し此世のときに国十郎が準備せし能
の芸人を引連れ来りて浅草を検したるも
一日二日を過ぎしに其つれたる者共
少きに困しかりしが偽て伊勢書き国の
出書「市川国十郎」を渡したるに恰も此
の際の芸人誘ひ載せ来りし模様
役者の書記せし国十郎模様を引用した
ものである

「其のうちに日の経つに金子の入用となつた
其の前のように充分の用意も無く
わたくしの、偽と動かす面白くないもの

東京原製

を法師が為めに中途で帰えるやうなる事
のうちを大変ひとへに苦しくなりの
「さてもなりとなりたる後の法師の色黒く
三上りの法院者と
なつて後の御座く着のやうなれば、奏楽の連
るのを全国の観帳を巻上げる、雨はるを出る
のを言葉(左国次)の市程に
「分れる時のなを市程の左手へ
つてそのを後ろに結いて
を全く白の前ふの通りて
う取りてそなたを言葉う偽向いて

のつゝん顕へてをれば

「せんうゝ福助の義は、世の常ならぬ事ありて、
どうゝ出来かゝ、何しろ主上の御
産を養ふまでの間ゞ三宮様しう離れをるふ
いのとうゝ養ふまでは自ら頃うひゞゝ
思いいるのに、けんども私を思ふい様ひゞと親
命一を身分ひを頃をもあはれをれ持ちひあつて
後ゝ加茂をうつをかまはせうひもうつをか
勅使様を後ちるゝを言つゝ世しのつを
「世ゝゞ言ふの天物語、此の二幕ひけ済んを
樂屋へつゝ二幕はうを頃ぬ

こゝ出ひをつゝをゝいてヤレ姫一世と思つを、世ん
うゝ名ゝ十番ひと山姫ゝゝゝ
此の山姫を出すゝき舞台ゝの樂屋一ゝ名ゝ怪童丸
ゝゝ言ひをゝのつをひゝゝの樂屋一ゝ名ゝ怪童丸
を勤めゝ事をゝを、ひゝゝ国十郎ゞ黄瀬ゝ
言ゝゝ黄瀬ふ姫ひ」をゝをひゝ何ふゝ
ひ怪童丸ゝ立腹ひ出ゝのを国十郎ゞ泊言し
ゝ色ゝゝのあゝ出ゝゝゝ舞台ゝゝゝ
を様んひ
丁度、河原貴人ゝ前ゞ樂屋ゝ居合はせんれのひ
前ゝお花をしひの何も立ひ得ゝのゝゝ

志賀氏の命を押して拵ハさせつる五ツ蛇を
宣旨ひ出しなとの事もある法花経十巻ハ
ほとを地獄ゆ出ん為の経ハ
其の後の操見三番ゝ元祖踊ハ其ハ
の源なりと云ハ必ずとハ
べんと

聖井寺ハ宮原階下の行脚寺ハ
寺ハ伊
勢三郎ハ其の国の土蜘蛛を演じ
ぬ
ぬ
以寺ハ
行の出仕を出しなし
御義流を
貌き

然るに今の国士らが其の言葉を義とせる所の名優
と称するものは皆な矢張り伝統の遺伝が技芸の上に
及ぼす影響の如何に大なるかを物語るものである
此の素質遺伝の如き国士らが絵画の方面に及ぼす影響
亦の流儀と云ふ事を見れば今日の如く有職を
尚ぶ事を忘れざる事と云ふべきである
此の国の古雅言尚廟の手傳つて来る事を
あるものもそれが此の服装の点に於ても
於て国士らの心方を認めるのである而して彼の

東京 秦原製本

彩の如く風俗を富士の代の風俗を富士らのすべて
服装をついては如何に富士を如しも
さ
其の中に二三の例を挙げて彼の絵画の美しさも
つて来るのであるが此の服装の美色の如き於ても彼
れの美を一個の天才なりと共に古の美も無味あ
る二三の例を挙げて
国士らと西洋人との美の明暗を比較すると
西洋人は何時も千変万化つて待能なるものを選ぶの
国士らは其の反対で彼れは其の変のないものを
を選ぶのである其の中に進歩の如き進歩の土質

東京都立中央図書館蔵

機為うる者名るのひこう地紋をもとき搭ハ点ハ
遠くまで文を織り出すのいとを彼女の
手の毫毛の肢端を流れ出るある
彼女の時代を言う地方産業として選ばれるひ
ある山川の西花鳥の着物の音織の木綿の
物の産業まで毫の緒の施されある陣屋の
無数の錦と木綿とを歴計目形の織合ハし
のひ地の錦と木綿とのコントラストのをてこう
又ハ文のつくさる美観を生ずる
所と彼女の地の上を行ける高貴印の多張と
毫毛毫毛とも謂つ者きこの彼の警報を流に

とかなる書籍の梁の間の合いまでも考えるが
ハラ〳〵とそこを彼女を自最とも出来合の交
物を武器として取ってまいと命じた
彼女は其の表面のこの女物を捨てて切るこの線
此れを配色〳〵織えセ之のをまもまて着て出れ
のひあるこの其の九合をもの内のもの或る
事族の会議の染物と写真ひて大いに欲
うつた
其んこの康秀をもった明夜帰るの手をくつける
綱く毫の使をそこと上へ着たのこの立流の羅紗
又ハえたとこの流のある彼の和役の甘都の

時勝意らの言ひのび矢張古き方の狼狽して居る
と綴りて支那綱目を取合せして少しく
言きかへしも出来たが、唐本にも支那朱子の綱目何
とか甘藷らしいのされ
○国十郎の人格に尊ぶべき所を甘の言悪しきる
下活浅ころ所にも歌舞伎気質の處もある、これ
気そこ両者の作風いつもある、今書て
是の読る處の二三を摘録せん、明治十七年
の條下
九月より新富座の「鏡ヶ池」に塩山、其つ右衛門、小
期ハ八、計入と十八ヶ条の大名由兵衛、浄瑠璃に

戸亭内右衛門も勤め十月より市村座に大星劇
の木ひ藤吉ひあつたが此の時に言の語がある
築比に通ふの所に朝の序幕にて助けも
見んと言ひ出したのび嘉方が困って居ると其の幕
へ伊東日向守として出るのが役の気なる呈の三
十郎ぶと呼んで役者と名に気乗りがしも
序幕へも出よとしといふのであつた
嘉方ひるも其所に随分の身にも強情ながら
と思つたのが言ふに容易く納まつたのびあ
思儀に比べ彼者を日向守の役を受けて
其の止めを刺す件に言った 鏡ひ気晴に三十

卯の四季丸をつく

三十郎を語りて「アゝいけませんく」とおゆるひか
廿人を前におゐて安因じ武戯を繰返して居
たりの読み三十郎の出の居處ニ来ニけれバ
「オイ好いか減にして菅んなえ臣んなつて役
者の端くれ」と勝を立つた
團十郎を苦しく思ひ卯之助を逃したんばいの方にて社
主の中村善四郎を呼んで、さて自分ら居幕
へ顔を出すことは甚だ面白からぬの故を宣つた
浮かぬなりし只関三の四季丸を突くのを出来し
やく朝早くより晩いのを悟えてまねるのである

ごうるのゆるくを菅居くて、開直しもて自分の役
徳があるくまでく、あれを居菅幕がけ真手
めを断つた
善四郎も大層困つた結局三十郎の話を出し
たのび羽左衛門の居菅幕に出た、而して私変くずり
両守の四季丸を完いた

東京帝國大學

以下全て

白　紙

明治三十年一
月起草
[illegible]